自動体外式除細動器（消防団用）賃借　仕様書

消防局消防団・自主防災推進室
（担当　釆女、鳥居　電話　212-6617）

第１　物件名

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の賃貸借

第２　賃貸借の内容

京都市（以下「発注者」という。）に対し、契約期間においてAED賃貸借供給業者（以下「受注者」という。）が以下のサービスを行うもの。

１　AEDの設置（収納ボックスの設置は含まない）

２　AEDが常時正常な状態で使用できるようにすること。

（異常発生時には24時間以内に消防本部に通知し、48時間以内に正常な機器と入れ替えを行うこと。）

３　故障時の対応及び保守サービス等についても供給すること。

第３　契約期間

契約期間は、令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。

１　発注者は、翌年度以降において賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

２　前項の規定により、発注者がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受注者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に発注者が受注者に対して支払った賃借料を上回っていても、受注者は、その差額を発注者に請求することはできない。

３　受注者は、前項に定めるもののほか、第１項の規定により発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。

第４　設置するAEDについて

１　仕様等

⑴　機種等

日本光電社製　AED-3100同等品以上であること。

⑵　本体

ア　新品であること。

イ　キャリングバッグもしくはタグに保管場所の拠点名及び緊急連絡先を記載すること。

ウ　遠隔監視装置にて、AED本体の時刻補正を行う機能を有し、設置しているAEDの

時刻が合っていること。また屋外設置を想定している為、AED 本体の温度管理が遠隔で確認できること。

エ　電源投入後、日本語及び英語による音声ガイダンスを自動的かつ継続的に実施できること。利用者による言語切替ボタン等の操作を要しないこと。バイリンガルシールが付属されていること。

オ　周辺住民の利用も想定している為、フタを開けると自動的に電源が入るとともに胸骨圧迫のピッチ音が 100 回/分のリズムで鳴動し始めること。

カ　毎日実施するセルフテスト機能を有すること。

キ　セルフテストの結果、異常がある場合には、音と表示によって知らせる機能があること。

ク　小学生から大人及び未就学児に対して使用できること。パッドは全年齢共通とし、操作者の任意のタイミングで AED 本体のスイッチにて切り替えられること。

ケ　防塵性、耐水性が IP66 以上であり、-5℃から 50℃の環境下で使用可能であること。

コ　様々な体形に対応可能な 2 枚に分かれた電極パッドであること。

サ　即時使用ができるよう電極パッドが AED 本体に装着されていること。

シ　AED の持ち出しを検出し、持ち出しの際は電子メールで知らせる機能を有すること。

ス　出力波形は二相性であり、エネルギー出力は 200J 以下および漸増式であること。

セ　保管にあたり、電源使用及び電源工事が不要であること。

⑶ 付属品等

全て新品であり、1 台に対し、以下の付属品をつけること。

ア　バッテリー1 個（充電式でないもの）

イ　電極パッド（全年齢共通）　2 セット

ウ　AED 用キャリングバッグ 1 個

エ　AED 使用時のプライバシー保護用三角巾

オ　救急セット（衣服切断用ハサミ、感染防止用フェイスシールド、除毛用カミソリ、使い捨てゴム手袋、拭き取り用タオル）　1 セット

カ　取扱説明書 1 部

2　設置台数

自動体外式除細動器（本体及び付属品）一式　　70 台

第５　AED の「故障時の対応及び保守サービス等」について

1　遠隔監視機能による機器の保管温度や異常及び消耗品の交換時期を Web 上で確認できるようにする。

2　異常がある場合は発注者へメール通知とあわせて電話連絡を行う。

3　設置施設の Wi-Fi 等の通信設備を前提とせず、機器に付属している遠隔監視端末等で通信できるようにすること。

4　遠隔監視端末は賃貸借期間中、電池交換が必要な際は、受注者が速やかに交換すること。

5　当月の遠隔監視の結果を 5 営業日以内に京都市消防局消防団・自主防災推進室（以下「消防団・自主防災推進室」という。）へ報告すること。報告内容は、AED 使用実績（除細動回数・電源 ON 回数)、パッド期限、バッテリー残量を含むこと。

6　機器の紛失や盗難時に、GPS 等で機器の移動を確認し消防団・自主防災推進室へ報告すること。

7　盗難・紛失(災害時を含む)の際は最大 5 台までを上限として新品を速やかに施設へ納品すること。通常保管状態における本体故障時には、本体交換もしくは修理にて対応すること。

8　本調達物件について、動産総合保険を付帯すること。また保険内容に火災・盗難・雷害・風水害を含めること。

9　AED の持ち出しを検出できるように装置を設置し、収納ボックスから持ち出した際はすぐに電子メールで発注者へ知らせる機能を AED が有していること。また AED の持ち出し後 10 分以内に AED が電源 ON の状態になった際に位置情報と電源 ON となったことを電子メールで発注者に知らせること。

10　受注者は、AED の使用者が使用後の AED の取扱い等について 24 時間 365 日問い合わせ対応可能な窓口を設けること。加えて使用連絡時は第三者からの連絡を含め、使用した消耗品を確認し、直ちに消耗品の交換を行ったうえで消防団・自主防災推進室担当者へ報告を行うこと。

11　受注者は、屋外に設置した AED 及び AED 収納 BOX に何らかの異常が発生した際に、消防団・自主防災推進室担当者または発見者からの連絡を受け付け、現地に担当者を派遣して対応すること。対応は、原則として翌営業日までに現状確認等の一時対応を行い対応後は消防団・自主防災推進室担当者に報告すること。また本体修理完了までの間は、代替機を設置すること。

12　令和 9 年 3 月 1 日から使用できるように設置すること。

13　受注者は、バッテリー及び電極パッドは期限切れのないよう交換すること。

14　使用後は直ちに使用した付属品を補充すること。

15　契約期間終了後の機器引き上げを行うこと。

16　上記費用はすべて本契約の賃貸借料に含むこと。

17　平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416001 号／薬食発第 0416001 号 厚生労働省医政局長／厚生労働省医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼)」を遵守すること。

第６　本契約における AED を保管する収納ボックスの条件について

本契約における AED を保管する収納ボックスの条件は以下のとおり。なお、収納ボックスの設置については、本契約には含まれない。

１　設置する収納ボックスは屋外に設置

２　収納ボックスは新品

３　収納ボックス本体は、スチール製で耐久性・耐候性が高い塗装を施されている。

４　IP55 級以上の防水塵性能を有している。

５　AED 収納部分は二重構造で、直射日光下において、収納ボックス自身の機能のみで内部に収納する AED の保管温度以上に耐えられるよう断熱等の温度管理が可能

６　収納ボックスは電源不要のものであり、内部の温度は外気温が 41.1℃未満の場合に 50℃未満及び摂氏マイナス 5℃以上を維持。

７　扉開放時にブザーが鳴動

８　下表に示す AED を収納可能

製造元	規格（品番）
日本光電工業株式会社	AED-3100、AED-3150、AED-3151、AED-3200、AED-3250

９　収納ボックスはスタンドタイプ若しくは壁掛けタイプの 2 種類あり、設置場所により異なるもの。

ア　スタンドタイプ

スタンド部分及び土台部分から構成される一体型とし、ハンドル等の突起部分を除く外形寸法は、高さ 1,050㎜ 以下、幅 470㎜ 以下、奥行 400㎜ 以下であること。

イ　壁掛タイプ

ボックス部分で構成されるものとし、ハンドル等の突起部分を除く外形寸法は、高さ 590㎜ 以下、幅 420㎜ 以下、奥行 250㎜ 以下であること。

第７　納入場所

納入場所一覧のとおり

第８　賃貸借料の支払い

均等払い。受注者は、毎月の賃貸借料金及び法令所定の消費税を発注者に請求する。

第９　機器の設置等

１　設置場所及び時期は発注者と協議すること。

２　契約終了後は速やかに撤去すること。

３　設置・撤去費用は受注者負担とする。

納入場所一覧

署所名	所在地	電話番号	担当者	納入数量
北消防署	北区大宮西脇台町17番地2	491-4148	中村、徳山	7
上京消防署	上京区釜座通下立売下る東裏辻町398番地	431-1371	赤穴、松永	6
左京消防署	左京区田中西大久保町36番地	723-0119	山本、篠原	9
中京消防署	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	841-6333	山下、灰野	8
東山消防署	東山区清水五丁目130番地8	541-0191	守屋、土居	4
山科消防署	山科区西野今屋敷町2番地10	592-9755	中瀬、大西	4
下京消防署	下京区五条通高倉西入堺町27番地	361-4411	藤岡、伊藤	8
南消防署	南区西九条菅田町4番地1	681-0711	畦崎、村山	4
右京消防署	右京区太秦蜂岡町36番地	871-0119	辻横、富田	8
西京消防署	西京区樫原佃19番地	392-6071	奥村、徳田	5
伏見消防署	伏見区竹田七瀬川町9番地1	641-5355	林田、信谷	7
合計				70